意見公募要領

1 意見公募対象

く省令案>

(1) 電波法施行規則等の一部を改正する省令案

<告示案>

- (2) 昭和61年郵政省告示第395号(陸上移動業務の無線局、携帯移動業務の無線局、 簡易無線局及び構内無線局の申請の審査に適用する受信設備の特性を定める件) の一部を改正する告示案
- (3) 平成5年郵政省告示第407号 (無線局免許手続規則第十五条の三第四項の規定に基づく工事設計書の記載の一部を省略することができる適合表示無線設備)の一部を改正する告示案
- (4) 平成6年郵政省告示第72号(端末設備であって電波を使用するもののうち、 利用者からの接続の請求を拒めないものを定める件)の一部を改正する告示 案
- (5) 平成6年郵政省告示第424号(端末設備等規則第九条の規定に基づく識別符号 の条件等及び同規則第三十六条の規定により同規則第九条の規定を準用する自 営電気通信設備を定める件)の一部を改正する告示案
- (6) 平成15年総務省告示第344号(外国の無線局の無線設備が電波法第三章に定める技術基準に相当する技術基準に適合する事実を定める件)の一部を改正する告示案
- (7) 平成16年総務省告示第99号(端末機器の技術基準適合認定等に関する試験方法を定める件)の一部を改正する告示案
- (8) 平成16年総務省告示第859号(無線局免許手続規則別表第二号第1等の規定に基づく無線局免許申請書等に添付する無線局事項書及び工事設計書の各欄に記載するためのコード)の一部を改正する告示案
- (9) 平成23年総務省告示第87号 (インターネットプロトコル電話端末及び専用通信回線設備等端末の電気的条件等を定める件) の一部を改正する告示案
- (10) 平成23年総務省告示第278号(登録検査等事業者等規則第十七条及び別表第五 号第三の三(2)の規定に基づく登録検査等事業者が行う検査の実施方法等及 び無線設備の総合試験の具体的な確認の方法)の一部を改正する告示案
- (11) 平成23年総務省告示第279号(登録検査等事業者等規則第二十条及び別表第七号第三の三(2)の規定に基づく登録検査等事業者等が行う点検の実施方法等及び無線設備の総合試験の具体的な確認の方法)の一部を改正する告示案
- (12) 平成24年総務省告示第426号(電波法第六条第八項の規定に基づき、同項各号の無線局が使用する電波の周波数を定める件)の一部を改正する告示案

- (13) 平成24年総務省告示第471号(周波数割当計画)の一部を変更する告示案
- (14) 平成26年総務省告示第339号 (無線設備規則第四十九条の六の九第一項第一号 へ等の規定に基づくキャリアアグリゲーション技術を用いて行ってはなら ない通信) を廃止する告示案
- (15) 平成26年総務省告示第343号(インターネットプロトコル移動電話端末又は自営電気通信設備であって、インターネットプロトコル移動電話用設備に接続されるものの送信タイミングの条件等を定める件)の一部を改正する告示案
- (16)無線設備規則第四十九条の六の一二の規定に基づくシングルキャリア周波数 分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無 線局の技術的条件を定める告示案

<訓令案>

(17) 電波法関係審査基準(平成13年総務省訓令第67号)の一部を改正する訓令案

|2 意見公募の趣旨・目的・背景

第5世代移動通信システム(以下「5G」といいます。)は、「大容量」、「超高速」だけでなく、「多数同時接続」、「低遅延・高信頼」といった新たな特徴も有しており、将来の電波利用ニーズの更なる増加や、高速通信サービスの加入数の増加、コンテンツの多様化などによる移動通信トラヒックの増加等、我が国の経済成長に不可欠なIoT時代のICT基盤として早期実現が期待されています。

このような背景を踏まえ、平成28年10月より情報通信審議会において、5 Gの基本コンセプト、周波数の検討、共用検討及び技術的条件等「第 5 世代移動通信システム(5 G)の技術的条件」について審議が行われ、総務省は、本年 7 月31日(火)に情報通信審議会から一部答申を受けました。

今般、これを踏まえ、5 Gの導入に必要な制度整備のため、電波法施行規則等の一部を改正する省令案等を作成しましたので、当該改正案に対して意見を募集します。

3 資料入手方法

準備が整い次第、電子政府の総合窓口(e-Gov)(http://www.e-Gov.go.jp/)の「パブリックコメント」欄及び総務省ホームページ(http://www.soumu.go.jp/)の「報道資料」欄に掲載するとともに、連絡先窓口において配布することとします。

4 意見の提出方法・提出先

下記(1)の場合は、意見提出フォームに郵便番号、氏名及び住所(法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)並びに連絡先(電話番号又は電子メールアドレス)を記載の上、意見提出期限までに提出してください。

下記(2)~(4)のいずれかの場合は、意見書(別紙様式)に氏名及び住所(法人

又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)、並びに連絡先 (電話番号又は電子メールアドレス)を明記の上、意見提出期限までに提出してください。

なお、提出意見は必ず日本語で記入してください。

(1) 電子政府の総合窓口「e-Gov」を利用する場合

電子政府の総合窓口「e-Gov」(http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public) の意見 提出フォームからご提出ください。

なお、添付ファイルは利用できません。添付ファイルを送付する場合は、(2)により提出してください。

(2) 電子メールを利用する場合

電子メールアドレス: enhanced-mobile_atmark_ml. soumu. go. jp 総務省総合通信基盤局電波部移動通信課 あて

- ※スパムメール防止のため@を「_atmark_」としております。送信の際には恐れ入り ますが、「@」に修正の上、お送りいただきますようお願いします。
- ※意見の提出を装ってウイルスメールが送付される事案を防ぐため、(1)の電子政府 の総合窓口 (e-Gov) を極力ご利用いただきますよう、ご協力の程よろしくお願い いたします。
- ※メールに直接意見を書き込んでいただきますようお願いします。添付ファイルを送付する場合、ファイル形式は、テキストファイル、マイクロソフト社 Word ファイル、ジャストシステム社一太郎ファイルにより提出してください(他のファイル形式とする場合は、担当までお問合せください。)。
- ※電子メールアドレスの受取可能最大容量は、メール本文等を含めて 10MB となっています。

(3) 郵送する場合

〒100-8926 東京都千代田区霞が関2-1-2

総務省総合通信基盤局電波部移動通信課 あて

別途、意見の内容を保存した光ディスクを添えて提出いただくようお願いする場合があります。その場合の条件は次のとおりです。

- 〇ディスクの種類: CD R、CD RW、DVD-R 又は DVD-RW
- ○ファイル形式:テキストファイル、マイクロソフト社 Word ファイル又はジャストシステム社一太郎ファイル(他のファイル形式とする場合には、事前に担当者までお問い合わせください。)
- 〇ディスクには、提出者の氏名、提出日、ファイル名を記載してください。 なお、送付いただいたディスクについては、返却できませんのであらかじめ御了承

ください。

(4) FAX を利用する場合

FAX 番号: 03-5253-5893

総務省総合通信基盤局電波部移動通信課 あて

※連絡先窓口の担当に電話連絡後、送付してください。

なお、別途、電子データによる送付をお願いする場合があります。

5 意見提出期間

平成30年11月3日(土)から平成30年12月3日(月)まで(必着) (郵送の場合、締切日の消印有効)

6 留意事項

- ・意見が 1000 字を超える場合、その内容の要旨を添付してください。また、それぞれ の意見には、当該意見の対象である命令等の案の名称、そのページ等を記載して下さ い。
- ・提出された意見は、電子政府の総合窓口(e-Gov)及び総務省ホームページに掲載するほか、総務省総合通信基盤局移動通信課にて配布又は閲覧に供します。
- ・御記入いただいた氏名(法人又は団体にあっては、その名称並びに代表者及び連絡担当者の氏名)、住所(所在地)、電話番号、電子メールアドレスは、提出意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認のために利用します。
- ・なお、提出された意見とともに、意見提出者名(法人又は団体にあってはその名称及び代表者の氏名に限り、個人で意見提出された方の氏名は含みません。)を公表する場合があります。法人又は団体にあっては、その名称及び代表者の氏名について、匿名を希望される場合には、その旨を記入してください(連絡担当者の氏名は公表しません。)。
- ・意見に対する個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ御了承ください。
- ・意見提出期間の終了後に提出された意見、意見募集対象である命令等の案以外についての意見については、提出意見として取り扱わないことがありますので、あらかじめ 御了承ください。
- ・提出された意見は、結果の公示の際、必要に応じ整理・要約したものを公示すること があります。その場合には、提出された意見を連絡先窓口に備え付け、閲覧に供しま すので、あらかじめ御了承ください。
- ・提出された意見を公示又は公にすることにより第三者の利益を害するおそれがあるとき、その他正当な理由があるときは、提出意見の全部又は一部を除いて公示又は公にすることがありますので、あらかじめ御了承ください。

連絡先窓口

総務省総合通信基盤局電波部移動通信課

担 当:中川課長補佐、手塚第二技術係長、濵元官

電 話:03-5253-5893 FAX:03-5253-5946

電子メールアドレス: enhanced-mobile_atmark_ml. soumu. go. jp

※迷惑メール防止のため、@を「_atmark_」と表示しています。 メールをお送りになる際には、「_atmark_」を@に直してください。

意見書

平成 年 月 日

総務省総合通信基盤局電波部 移動通信課 あて

郵便番号

(ふりがな)

住所 (所在地)

(ふりがな)

氏名(法人又は団体名等)(注1)

電話番号

電子メールアドレス

「電波法施行規則等の一部を改正する省令案等」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

- 注 1 法人又は団体にあっては、その名称及び代表者の氏名を記載すること。併せて、連絡 担当者の氏名を記載すること。
- 注2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。別紙にはページ番号を記載すること。

別紙様式

該当箇所	御意見